

外国人による交通事故の防止と被害者の保護・救済措置を国に求める意見書

内閣府や警察庁の統計情報によると、近年外国人運転者による交通事故及び死亡・重症事故ともに増加傾向にある。

川口市でも、多くの外国人が法を守り暮らす中、一部外国人による速度超過、無免許運転や飲酒運転等交通違反による重大な事故が発生し、市民の安全と安心を脅かす深刻な問題となっており、強い不安が広がっている。

例示として、令和6年9月23日に、川口市前川の市道交差点で、当時18歳のトルコ国籍の少年が無免許で普通乗用車を運転中に時速約95キロメートルで赤信号に進入し、原動機付自転車の10代男性2人を死傷させて逃走し、また、同年9月29日には、仲町の市道交差点で、当時18歳の中国籍の少年が普通乗用車を飲酒運転のうえ時速約125キロメートルで一方通行の道路を逆走し、普通乗用車と衝突し50代男性運転者を死亡させている。

こうした事故の発生は、外国人運転者に対する外国免許切替手続きの緩さや、日本の交通ルールに関する周知、指導不足が一因と指摘されている。

また、加害者が無保険やひき逃げの場合には、被害者に対する政府保障事業が設けられているものの、当該事業の保障範囲では十分な補償を受けることができない。

よって、国は、市民の安全を最優先に以下の措置を講じることを強く求める。

記

1 交通安全指導の強化

外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替える手続きの見直しを即時実行し、運転免許切替時に多言語対応の教育プログラムや模擬運転試験を導入し、飲酒運転や速度超過の危険性を強調するなど、日本の交通ルールや法令遵守に関する指導を徹底するとともに厳格な試験を義務付けること

2 無免許、無保険や飲酒運転への厳格な取り締まり

無免許者、無保険車や飲酒運転者に対し、厳格な取り締まりの徹底を図るとともに、罰金の上限引き上げや拘禁刑期間の延長など罰則を強化すること。また、車両登録や自動車損害賠償責任保険加入状況の事前確認方法を見直すこと

3 被害者救済制度の充実

外国人による交通事故の被害者に対し、国の責任で迅速な補償や救済を行う制度を創設すること。無保険や逃走事案では、自動車損害賠償保障法に基づく補償内容を拡充し、被害者の経済的・心理的支援を確保すること

4 地域の実情に応じた支援策の提供

外国人が多い自治体に対し、地域の実態に即した交通安全プログラムを開発し、市民の安全を確保するとともに、交通事故防止の啓発や被害者支援のための財政的・技術的支援を国が提供すること

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出する。

令和7年9月30日

川口市議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣様

法 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
国家公安委員会委員長
警 察 庁 長 官